

江戸期の菊亭家当主の日記『公規公記』について

—今出川実種による蔵書整理と書写活動—

田中幸江

一. はじめに

藤原北家閑院流、西園寺実兼（一二四九—一三三二）の男兼季（一二八一—一三三九）を祖とする菊亭（今出川）家は、「琵琶」を家業とし、朝儀においては高官を務める清華家の一つである。その蔵書は、一群のコレクション「菊亭文庫」として京都大学附属図書館に寄託されるほか、専修大学図書館にも所蔵されている。稿者は現在に至るまで、専修大学図書館蔵「菊亭文庫」中の、江戸期に記された二種の菊亭家蔵書目録（『菊亭文庫蔵書目録』①②。この目録については本稿の中でも触れる）からその実態を探るとともに、天皇家の蔵書「禁裏文庫」と菊亭家との関わりについて考究してきた。また、菊亭家歴代当主の職掌と蔵書との連関といった、書物と人との有機的繋がりを探るため、当主の日記の調査も併せて行ってきたが、その過程で、専修大学図書館に第十四代当主今出川公規（一六三八—九七）の日記『公規公記』の未確認の伝本が蔵されていることが判った。

菊亭家歴代当主の日記については、調査が十分に行われておらず、史料的价值や評価も定まっていない。しかし、「琵琶」を家業とし、清華家の一つであった菊亭家歴代当主の日記は、歴史学研究、文化史研究、音楽史研究の分野において十分に価値のある重要な史料と言うことができる。本稿では、今回専修大学図書館において新たに伝本を見出した『公規公記』を対象とし、すでに別稿においてその記事の一部を紹介したが、十分に論じることのできなかつ

た基礎研究に関する事項（各伝本の書誌事項と伝本の位置付け、伝存状況）について報告する。また、調査によって浮かび上がってきた、後世、『公規公記』を書写した第二十一代当主今出川実種（一七五四〜一八〇一）による、菊亭家の蔵書の調査・整理、目録作成、書写といった一連の功績について明らかにしたい。

二. 今出川公規の事跡

『公規公記』の記主今出川公規は、寛永十五年（一六三八）、徳大寺公信（一六〇六〜八四）の次男として誕生、今出川経季（一五九四〜一六五二）の猶子となり、菊亭家第十四代当主となった人物である。略年譜を示すと、次のようになる。

- 正保 二年（一六四五）【一八歳】叙爵
- 承応 二年（一六五三）【一六歳】元服
- 三年（一六五四）【一七歳】左少将を経て左中将
- 万治 二年（一六五九）【二二歳】従三位
- 三年（一六六〇）【二三歳】権中納言
- 寛文 三年（一六六三）【二六歳】正三位
- 四年（一六六四）【二七歳】権中納言
- 八年（一六六八）【三一歳】従二位
- 延宝 元年（一六七三）【三六歳】正二位
- 六年（一六七八）【四一歳】右大将

天和 二年（一六八二）【四五歳】左大将

三年（一六八三）【四六歳】内大臣

元禄 五年（一六九二）【五五歳】右大臣（翌年辞す）

七年（一六九四）【五七歳】従一位

一〇年（一六九七）【六十歳】薨

順調に官位を昇進させ、従一位右大臣にまで昇ったことが分かる。

公規については、朝廷で近習小番を勤めたほか、霊元天皇（一六五四～一七三三、在位一六六三～八七）の年寄衆（のちの「議奏」）の任にあり、天皇の側近として朝廷の運営に携わり、朝幕間の事務手続きにも関与していたことが指摘されている。^②さらに、近世前期の「禁裏文庫」、中でも楽器、楽書の管理に関与していたことが明らかになっており、朝廷において、政治、文化の両面において重要な役割を果たしていたことが知られる。こうした意味でも『公規公記』は重要な史料であり、今後の内容精査のための基礎研究は十分意義があることと言えるだろう。

三. 『公規公記』の伝本

『公規公記』の伝本は、管見の限り京都大学附属図書館、東京大学史料編纂所、専修大学図書館の三箇所^③に四種伝存している。以下、多少煩瑣になるがそれぞれの書誌を示す。

京都大学附属図書館蔵

・公規公記（菊・巻一〇一）*以下、「京大本」と略称。

写本（公規自筆）。未装の卷子本三軸。本文料紙は厚楮紙。それぞれの巻頭に「菊亭家蔵書」印。

なお、『菊亭家寄託本分類目録』（東京大学史料編纂所蔵コピー版帳。RS六四〇〇一八）によると、「追加目録（書籍部）」（大正十二年十二月二十日附ヲ以テ寄託追加願アリ大正十三年一月九日総長ノ聽許アリ此ニ添付ス）の付箋あり）の部分に、「一 公規卿記（寛文七年）三卷」と見え、大正十二年（一九二三）に菊亭家より同館に寄託されたことがわかる。以下、各巻ごとに①～③の番号を付し、概要を示す。

①寛文五年（一六六五）

縦三一・五糎。料紙として檀紙の反古を使用か（裏に文書あり）。

五月十二日、二十七日、六月八日～十一日、十三日～十六日、十八日～二十三日、二十五日～二十九日、七月一日～四日の記事。

②寛文七年（一六六七）

縦二七・五糎。

一月一日、三日、五日、七日の記事。

③寛文五年（一六六五）

縦二七・八糎。

①の続き。巻首欠。七月十日～十六日、十九日～二十四日の記事。

東京大学史料編纂所蔵

・公規卿記（特殊蒐書・徳大寺家本―四一―一七―〇一―二三）*以下、「東大史本（徳大寺家本）」と略称。

写本。一四冊。料紙、大きさ、一葉行数、一行字数は不同。書跡も同一でない。公規自筆と考えられるもののか、今出川実種の書写本もあるが、あるいは別人の日記が誤入している可能性もある。以下、各冊ごとに①～⑭の番号を付し、概要を示す。

① (四一―一七―〇二)。外題「日記」(中央直書)、「萬治二年 同三年(從正月/到十二月)」(右直書)、「公規廿三歳」(左下直書)。包背装。斐紙表紙。本文料紙は楮紙。縦二〇・〇糎、横一三・七糎。二五丁。一葉行数一二。一行字数一八～二五(おおよそを示した。以下同じ)。喉に「三」～「廿四」の丁付あり。

万治二年(一六五九)十二月二十三日、同三年(一六六〇)一月一日～十二月二十九日の記事。

右のうち、万治三年一月十六日続き～十一月十日途中の部分は、前後と料紙、書写者が異なる(前後は同筆)。この部分の書写者は今出川実種と考えられる(一行字数二六～二九)。

② (四一―一七―〇二―二)。外題「寛文二曆正月朔日 日記」(中央直書)、「権中納言藤原公規(廿五/才)」(左下直書)。包背装。共表紙(本文料紙)。本文料紙は楮紙。縦二一・〇糎、横一五・〇糎。二八丁。一葉行数八。一行字数一九～二二。公規自筆か。

寛文二年(一六六二)一月一日～四月二十日、五月一日、六月十八日、七月三日、十月十九日、二十四日、二十五日の記事。

③ (四一―一七―〇二―二)。外題「寛文三年^ノ公規卿記」(中央直書)。仮綴。後補表紙。本文料紙は楮紙。縦二一・五糎、横一五・〇糎。八一丁。一葉行数八。一行字数一七～二三。公規自筆か。

寛文三年(一六六三)一月十日途中～八月十三日の記事。

④ (四一―一七―〇三)。外題「日記」(中央直書)、「寛文四(甲/辰)年(從正月/到十二月)」(右直書)、「権中納

言藤原公規(傍書「二十七才」)(左下直書)。包背装。共表紙(本文料紙)。本文料紙は楮斐交漉紙。縦二〇・〇糎、横一四・〇糎。三七丁。一葉行数一二。一行字数二四〇二八。実種筆と考えられる。

寛文四年(一六六四)一月一日〜十一月二十三日の記事。

- ⑤(四一一一七―四)。外題「慶安元」(左直書)。仮綴。共表紙(本文料紙)。本文料紙は楮紙。縦二〇・五糎、横一四・一糎。二六丁。一葉行数七。一行字数一八〇二〇。書写者未詳。外題に「慶安元」(一六四八年)とあるのは、五月二十七日条に「慶安元年六月廿三日」の記録が引用されているための誤認と考えられる。京大本①③の書写本。

寛文五年(一六六五)五月十二日、二十七日、六月八日〜十一日、十三日〜十六日、十八日〜二十三日、二十五日〜二十九日、七月一日〜六日、七月十日〜十六日、十九日〜二十四日の記事。

- ⑥(四一一一七―〇五)。外題「日記」(中央直書)、「寛文五(乙/巳)年(從五月/到十二月)」(右直書)、「公規」(左下直書)。包背装。共表紙(本文料紙)。本文料紙は楮紙。縦二〇・〇糎、横一三・九糎。一九丁。一葉行数一二。一行字数二三〇二七。実種筆と考えられる。

寛文五年(一六六五)五月二十七日、二十八日、六月八日、十日、二十三日、二十九日、七月一日〜十二月二十九日の記事。⑤と重なる月日の記事があるが、別内容。⑤は京大本①③の写しであるが、この⑥は写しではない。記されている暦日の干支は「寛文五年」に間違いないので、別人の日記が誤入した可能性もある。

- ⑦(四一一一七―〇六)。外題「日記」(中央直書)、「寛文六(丙/午)年(從正月/到四月)」(右直書)、「公規」(左下直書)。包背装。共表紙(本文料紙)。本文料紙は楮斐交漉紙。縦二〇・二糎、横一三・九糎。三四丁。一葉行数一二。一行字数二三〇二八。実種筆と考えられる。

寛文六年（一六六六）一月一日～四月三十日の記事。

- ⑧（四一―一七―〇七）。外題「日記」（中央直書）、「寛文六（丙ノ午）年（從五月／到十二月）」（右直書）、「公規」（左下直書）。包背装。共表紙（本文料紙）。本文料紙は楮紙。縦二〇・〇糎、横二三・八糎。三二丁。一葉行数二。一行字数二四～二七。実種筆と考えられる。

寛文六年（一六六六）五月一日～十二月二十九日の記事。

- ⑨（四一―一七―〇八）。外題「日記」（中央直書）、「寛文七（丁ノ未）年（正月）」（右直書）、「公規」（左下直書）。包背装。共表紙（本文料紙）。本文料紙は楮紙。縦二〇・二糎、横二三・九糎。六丁。一葉行数一二。一行字数二三～二四。実種筆と考えられる。

寛文七年（一六六七）一月一日、三日、五日、七日、八日、十一日、十三日の記事。

- ⑩（四一―一七―〇九）。外題「寛文十一（辛ノ亥）年日記」（中央直書）。包背装。共表紙（本文料紙）。本文料紙は楮紙。縦二〇・〇糎、横二三・八糎。五八丁。一葉行数一二。一行字数二〇～三二。書写者未詳（あるいは公規自筆か）。

寛文十一年（一六七二）一月一日～十二月三十日の記事。

- ⑪（四一―一七―一〇）。外題「寛文十一年」（左直書）。仮綴。共表紙（本文料紙）。本文料紙は楮紙。縦二二・〇糎、横二六・〇糎。一三丁。一葉行数六～八。一行字数一五～一九。書写者未詳。

寛文十一年（一六七二）一月一日～四日、六日～九日、十二日～十四日、十六日、十八日、十九日、二十二日、二十六日～二十八日、二月一日、二日、五日の記事。⑩と重なる月日の記事があるが、別内容。別人の日記の誤入か。

⑬(四一―一七一―)。外題「寛文十三年日次〈五月／九月〉」「改寛文(傍書「十三」)為延宝元」(中央直書)。包背装。共表紙(本文料紙)。本文料紙は楮紙。縦二〇・八糎、横一四・一糎。二八丁。一葉行数一二。一行字数一八〜二〇。書写者未詳(あるいは公規自筆か)。

寛文十三年(一六七三)五月十一日、十三日〜二十九日、六月一日〜十二月二十八日の記事。

⑭(四一―一七一―)。外題「延寶三年日次／是非役時」(中央直書)。仮綴。共表紙(本文料紙)。本文料紙は楮斐交漉紙。縦二〇・八糎、横一四・〇糎。一〇丁。一葉行数八。一行字数一九〜二三。書写者未詳(あるいは公規自筆か)。

延宝三年(一六七五)一月一日〜二月二十一日の記事。

⑮(四一―一七一―)。外題「延寶三(乙卯)暦日次〈自三月二日／至 月 日〉」(中央直書)。途中扉に「官位〈并〉勅答／延宝七年 日次」とある。仮綴。共表紙(本文料紙)。本文料紙は楮紙。縦二八・〇糎、横一九・〇糎。九丁。一葉行数一〇。一行字数一八〜二四。書写者未詳(延宝三年の部分は、あるいは公規自筆か)。錯簡あり。

暦日の干支から錯簡を正すと、延宝三年(一六七五)三月二日〜十六日の記事(*第三丁以降、正しくは第七丁、八丁、五丁、四丁、六丁、九丁の順になる。次掲の東大史本『公規公記』⑥は、この書写本か)。一月一日条は「延宝七年」の記事か(この部分のみ別筆)。

・公規公記(二〇七三―一五)*以下、「東大史本(謄写本)」と略称。

明治期の謄写本(菊亭公長蔵本写)。六冊。袋綴。梅染色表紙。本文料紙は楮紙。縦二六・八糎、横一九・三糎。

一葉行数一〇。二行字数一九。外題は双廓書題簽（左貼）。第六冊末尾「右公規公記／侯爵菊亭公長氏藏本明治四十二年七月謄写」。以下、各冊ごとに①～⑥の番号を付し、概要を示す。

①外題（題簽）「公規公記 一」、表紙右直書「萬治二年（十二）／同 三年／寛文二年（春夏七十）」。六四丁。万治二年（一六五九）十二月二十三日、同三年（一六六〇）一月一日～十二月三十日、寛文二年（一六六二）一月一日～四月二十日、五月一日、六月十八日、七月三日、十月十九日、二十四日、二十五日の記事。

②外題（題簽）「公規公記 二」、表紙右直書「寛文四年（春夏秋冬十一）」。五九丁。

寛文四年（一六六四）一月一日～十一月二十三日の記事。

③外題（題簽）「公規公記 三」、表紙右直書「寛文五年（五六秋冬）」。五三丁。

寛文五年（一六六五）五月二十七日～十二月二十九日の記事。「慶安元年」として、五月十二日、二十七日、六月八日～十一日、十三日～十六日、十八日～二十三日、二十五日～二十九日、七月一日～四日、七月十日～十六日、十九日～二十四日の記事（*正しくはすべて「寛文五年」）。

④外題（題簽）「公規公記 四」、表紙右直書「寛文六年」。九七丁。

寛文六年（一六六六）一月一日～十二月二十九日の記事。

⑤外題（題簽）「公規公記 五」、表紙右直書「寛文七年（正）／同十一年」。一〇二丁。

寛文七年（一六六七）一月一日～十三日、同十一年一月一日～十二月三十日。

⑥外題（題簽）「公規公記 六」。表紙右直書「寛文十三年（五六秋冬）／延寶三年（春）／同 七年（三）」。九九丁。

寛文十三年（一六七三）（五月）十一日～十二月二十八日、延宝三年（一六七五）一月一日～二月二十九日、三月

一日、十二日の記事、「延寶（乙卯）曆日次（自三月二日／至 月 日）」として三月二日～十六日の記事（*前掲の東大史本（徳大寺家本）⑭と同様の錯簡あり）。

専修大学図書館蔵 *以下、「専大本」と略称。

・〔萬治四年寛文二年等日次記録〕（菊亭文庫一〇八八。第七函一四二）

写本。近世中期写（今出川実種筆と考えられる）。未装の冊子（袋綴用に料紙が中央で半分に分かれて折られているが、糸綴じはされておらず、綴じられた痕跡もない）、四冊分（現状は四つのまとまりとなっている。後掲表1参照）。縦二〇・七糎、横一四・一糎（一紙は横二八・三糎）。一葉行数一二。一行字数二三～二八。本文料紙は楮斐交漉紙。喉の部分に丁付あり。錯簡あり（丁付をもとに錯簡を正すと、二つ（二冊分）のまとまりになる。後掲表2参照）。以下、錯簡をそのままに、各まとまりに①～④の番号を付し、概要を示す（詳細は表1参照）。

- ① 一九紙。丁付「廿六」～「四十四」。
- ② 二五紙。丁付「一」～「廿五」。
- ③ 一七紙。丁付「廿三」～「卅九」。
- ④ 四紙。丁付「〇二」～「〇五」「〇四」欠、「七ノ三」。

また、京大本、東大史本（徳大寺家本・謄写本）、専大本（錯簡を正したもの）それぞれの伝存状況を示すと、表2のようになる（東大史本（徳大寺家本）の⑤と⑥、⑩と⑪は重複する年月日があるが、記載内容は異なっている¹）。別人の日記の誤入の可能性もあり、今後詳細に比較検討する必要がある。

表2で注目されるのは、専大本と東大史本（徳大寺家本）に、今出川実種の手になる書写本が見出せることである

表1 専大本『公規公記』（現況）

順序	冊順序	内 容		丁 付
3	①1	万治4年	1月1日 ~29日	26~37
4	①2	万治4年	2月1日 ~7日途中	37
28	①3	(寛文3年)	~7月25日途中~26日 ~30日	38
29	①4	(寛文3年)	8月1日 ~17日途中	38~39(01)
6	①5	(万治4年)	~2月30日途中	40
7	①6	万治4年	~2月30日途中~3月1日~10日途中	41
8	①7	(万治4年?)	~3月10日途中~4月12日~30日	42~43
9	①8	(万治4年?)	5月19日	43
10	①9	(万治4年?)	10月24日	43
11	①10	(万治4年?)	4月14日・15日(補記)	43~45
12	②1	寛文2年	1月1日 ~29日	1~3
13	②2	寛文2年	2月1日 ~30日	3~7
14	②3	寛文2年	3月1日 ~29日	7~9
15	②4	寛文2年	4月1日 ~20日	9~10
16	②5	(寛文2年)	5月1日	10
17	②6	(寛文2年)	6月18日	11
18	②7	(寛文2年)	7月3日	11
19	②8	(寛文2年)	10月19日・24日・25日	11
20	②9	寛文3年	1月1日 ~30日	12~20
21	②10	寛文3年	2月1日 ~10日途中	20~22
1	②11	(万治3年)	(~11月10日途中)~11日 ~29日	23~24
2	②12	(万治3年)	12月1日 ~30日	24~25
22	③1	(寛文3年)	~2月10日途中~11日 ~29日	23~25
23	③2	(寛文3年)	3月1日 ~30日	25~27
24	③3	(寛文3年)	4月1日 ~29日	27~30
25	③4	(寛文3年)	5月1日 ~29日	30~32
26	③5	(寛文3年)	6月1日 ~29日	32~35
27	③6	(寛文3年)	7月1日 ~25日途中	35~37
5	③7	(万治4年)	~2月7日途中~8日 ~30日途中	38~39
30	④1	(寛文3年)	~8月17日途中~18日 ~29日	(02)
31	④2	(寛文3年)	9月1日 ~21日	(02)~(03)
32	欠?	(寛文3年?)		(04)
33	④3	(寛文3年)	?月2日 ~16日	(05)
34	④4	?	?月2日 ~6日	(7ノ3)

伝存状況一覧

東大史本 (徳大寺家本)				東大史本 (謄写本)				
内 容	一葉行数 (一行字数)	備 考【書写】	順序	冊	内 容	一葉行数 (一行字数)		
12月23日	12	【未詳】	1	①	万治2年	12月23日	10 (19)	
1月1日 ~16日途中	(18~25)				万治3年	1月1日 ~12月30日		
~1月16日途中 ~11月10日途中	12		丁付3~22【実種筆】	2				
~11月10日途中 ~12月29日	12	丁付23~24【未詳】						
1月1日 ~4月20日	8 (19~21)	【公規自筆か】	3	①	寛文2年	1月1日 ~4月20日	10 (19)	
5月1日			4			5月1日		
6月18日			5			6月18日		
7月3日			6			7月3日		
10月19日・24日・25日			7			10月19日・24日・25日		
(1月10日途中) ~8月13日	8 (17~23)	【公規自筆か】						
1月1日 ~11月23日	12 (24~28)	【実種筆】	8	②	寛文4年	1月1日 ~11月23日	10 (19)	
5月12日・27日	7 (18~20)	表紙「慶安元」(謄写本には扉に「慶安元」) 【未詳】	12	③	(寛文5年)	5月12日・27日	10 (19)	
6月8~11日・13~16日・18~29日			13			6月8~11日・13~16日・18~29日		
7月1日 ~6日			14			7月1日 ~6日		
7月10日 ~25日			9			7月10日 ~25日		
5月27日・28日			10			5月27日・28日		
6月8日・10日・23日・29日	12 (23~27)	【実種筆】	10			6月8日・10日・23日・29日		
7月1日 ~12月29日			11			7月1日 ~12月29日		
1月1日 ~4月30日	12 (23~28)	【実種筆】	15	④	寛文6年	1月1日 ~4月30日	10 (19)	
5月1日 ~12月29日	12 (24~27)	【実種筆】	16			5月1日 ~12月29日		
1月1日・3日・5日・7日	12 (23~24)	【実種筆】	17	⑤	寛文7年	1月1日・3日・5日・7日	10 (19)	
1月8日・11日・13日						18		1月8日・11日・13日
1月1日 ~12月30日	12 (20~32)	【未詳(公規自筆か)】	18		寛文11年	1月1日 ~12月30日	10 (19)	
1月1日 ~2月5日	6~8 (15~19)	【未詳】	19		1月1日 ~2月5日			
(5月)11日 ~12月28日	8 (18~20)	【未詳(公規自筆か)】	20	⑥	寛文13年	(5月)11日 ~12月28日	10 (19)	
1月1日 ~2月21日	8 (19~23)	【未詳(公規自筆か)】	21			延宝3年		1月1日 ~3月12日
3月2日 ~16日	10 (22~24)	錯簡あるか 【未詳(公規自筆か)】	22					延宝7年
1月1日	6 (17~19)	【未詳】	23			1月1日		

35 江戸期の菊亭家当主の日記『公規公記』について

表2 『公規公記』

専大本 (錯簡を正したもの)							
番号	順序	冊順序	内 容	一葉行数 (一行字数)	丁付 (備考) 【書写】	順序 冊	
1						1 万治2年	
2						2	
3						3 ① 万治3年	
4	1	②11	(万治3年) (~11月10日途中)~11日	~29日	12 (23~28)	②23~24 【実種筆】	
5	2	②12	12月1日	~30日		②24~25 【実種筆】	
6	3	③1	万治4年 1月1日	~29日		①26~37 【実種筆】	
7	4	④2	2月1日	~7日途中		①37 【実種筆】	
8	5	③7	(万治4年) ~2月7日途中~8日	~30日途中		③38~39 【実種筆】	
9	6	①5	~2月30日途中			①40 【実種筆】	
10	7	①6	万治4年 ~2月30日途中~3月1日	~10日途中		①41 【実種筆】	
11	8	①7	~3月10日途中~4月12日	~30日		①42~43 【実種筆】	
12	9	①8	(万治4年?) 5月19日			①43 【実種筆】	
13	10	①9	10月24日			①43 【実種筆】	
14	11	①10	4月14日・15日 (補記)			①43~45 【実種筆】	
15	12	②1	寛文2年	1月1日		~29日	②1~3 【実種筆】
16	13	②2		2月1日	~30日	②3~7 【実種筆】	
17	14	②3		3月1日	~29日	②7~9 【実種筆】	
18	15	②4		4月1日	~20日	②9~10 【実種筆】	
19	16	②5		5月1日		②10 【実種筆】	
20	17	②6		(寛文2年) 6月18日		②11 【実種筆】	
21	18	②7		7月3日		②11 【実種筆】	
22	19	②8		10月19日・24日・25日		②11 【実種筆】	
23	20	②9		寛文3年	1月1日	~30日	②12~20 【実種筆】
24	21	②10	2月1日		~10日途中	②20~22 【実種筆】	
25	22	③1	~2月10日途中~11日		~29日	③23~25 【実種筆】	
26	23	③2	3月1日		~30日	③25~27 【実種筆】	
27	24	③3	4月1日		~29日	③27~30 【実種筆】	
28	25	③4	5月1日		~29日	③31~32 【実種筆】	
29	26	③5	6月1日		~29日	③32~35 【実種筆】	
30	27	③6	(寛文3年) 7月1日		~25日途中	③35~37 【実種筆】	
31	28	①3	~7月25日途中~26日		~30日	①38 【実種筆】	
32	29	①4	8月1日		~17日途中	①38~39 (01) 【実種筆】	
33	30	④1	~8月17日途中~18日		~29日	④(02) 【実種筆】	
34	31	④2	9月1日		~21日	④(02)~(03) 【実種筆】	
35	32	④欠?	(寛文3年?)		④(04) 【実種筆】		
36	33	④3	(寛文3年) ?月2日	~16日	④(05) 【実種筆】		
37	34	④4	?月2日	~6日	④(7/3) 【実種筆】		
38	京大本					11 ④ 寛文4年	
39	1	①1	5月12日・27日		【公規自筆】	12	
40	2	①2	(寛文5年) 6月8~11日・13~16日・18~29日			13	
41	3	①3	7月1日	~4日		14	
42	4	③	(寛文5年) ~7月10日	~25日		15	
43						16 ⑥ 寛文5年	
44						17	
45						18 ⑦ 寛文6年	
46						19 ⑧ 寛文6年	
47						20 ⑨ 寛文7年	
48	5	②	(寛文7年) 1月1日・3日・5日・7日		【公規自筆】	21 ⑩ (寛文11年)	
49							22 ⑪ (寛文11年)
50							23 ⑫ (寛文13年)
51							24 ⑬ (延宝3年)
52							25 (延宝3年)
53							26 ⑭ (延宝7年)
54							
55							

(表2 網掛け部分。専大本、東大史本(徳大寺家本)①(一部)・④・⑥・⑦・⑧・⑨。実種の筆跡は非常に個性的であるので判別しやすいが、癖があり難読である)。さらに、専大本と東大史本(徳大寺家本)の書物の大きさ、一葉行数、一行字数を示すと次のようになる。

専大本①〜④

縦二〇・七糎、横一四・一糎。

一葉行数

一二、一行字数二三〜二八。

実種筆。

東大史本(徳大寺家本)

① 縦二〇・〇糎、横二三・七糎。二五丁。一葉行数 一二、一行字数二八〜二五。実種筆を含むか(一行字数二六〜二九)。

- ② 縦二一・〇糎、横一五・〇糎。二八丁。一葉行数 八、一行字数一九〜二一。公規自筆か。
- ③ 縦二一・五糎、横一五・〇糎。八一丁。一葉行数 八、一行字数一七〜二三。公規自筆か。
- ④ 縦二〇・〇糎、横一四・〇糎。三七丁。一葉行数 一二、一行字数二四〜二八。実種筆か。
- ⑤ 縦二〇・五糎、横一四・一糎。二六丁。一葉行数 七、一行字数一八〜二〇。書写者未詳。
- ⑥ 縦二〇・〇糎、横二三・九糎。一九丁。一葉行数 一二、一行字数二三〜二七。実種筆か。
- ⑦ 縦二〇・二糎、横二三・九糎。三四丁。一葉行数 一二、一行字数二三〜二八。実種筆か。
- ⑧ 縦二〇・〇糎、横二三・八糎。三三丁。一葉行数 一二、一行字数二四〜二七。実種筆か。
- ⑨ 縦二〇・二糎、横二三・九糎。六丁。一葉行数 一二、一行字数二三〜二四。実種筆か。

- ⑩ 縦二〇・〇糎、横二三・八糎。五八丁。一葉行数 一二、一行字数二〇〜三二。書写者未詳（公規自筆か）。
- ⑪ 縦二二・〇糎、横一六・〇糎。一三丁。一葉行数六〜八、一行字数二五〜一九。書写者未詳。
- ⑫ 縦二〇・八糎、横一四・一糎。二八丁。一葉行数 八、一行字数一八〜二〇。書写者未詳（公規自筆か）。
- ⑬ 縦二〇・八糎、横一四・〇糎。一〇丁。一葉行数 八、一行字数一九〜二三。書写者未詳（公規自筆か）。
- ⑭ 縦二八・〇糎、横一九・〇糎。二五丁。一葉行数 一〇、一行字数一八〜二四。書写者未詳（公規自筆も含むか）。

太字で記した「実種筆」のものは、書物の大きさ、一葉行数、一行字数もほぼ同一であることが分かる。加えて、東大史本（徳大寺家本）①は、綴じのほつれの部分から専大本と同様の丁付けが確認できることから、ツレであることの証左となる（この丁付も、筆跡から実種によるものと推定される）。実種の書写本により『公規公記』は伝存した部分も少なくないのであり、その功績は大きいと言えよう。

四、今出川実種による歴代当主の日記の調査

専修大学図書館蔵「菊亭文庫」の中に、『書簡目録』（整理番号一一一六。第八函第八六号。写本。仮綴の横本。全七丁。外題なし）という史料がある。前半部分には、菊亭家歴代当主七名（第十一代晴季、第十四代公規、第十五代伊季、第十七代公詮、第十九代誠季、第二十代公言、第二十一代実種）の名が挙げられ、それぞれの在世当時の年号と「一巻」「一冊」などという書物の員数が記されている（『書簡目録』という名称は本来相応しくないが、混乱を避けるためこのまま用いる）。表紙から第二二丁の表までを示すと次の通りである。

晴季公

天正十八年五月関東下向記

文禄五年到五月越後国記配流中

五月廿日赦免
廿二日船落

公規公御記

年号不知五六七月

寛文六年四季

同五年五月より十二月

同三年八月已後

同七年正月七日迄

万治二年十二月

同三年四季

寛文二年到五月

万治四年四季

寛文四年四季
十二月欠

寛文三年到八月

同十一年四季

「表紙

「表紙見返

「一才

一卷

一卷

一卷

一冊

一卷

一冊

一冊

一冊

一冊

一ノ(冊)

一冊

一冊

御日次

元禄十五年

延宝二年

寛文十三年

「一ウ

「二オ

例えば、「公規公御記」（『公規公記』）のうち「同（寛文）七年（正月七日迄）一卷」とあるのは、寛文七年（一六六七）一月一日、三日、五日、七日の記事を有する京大本『公規公記』（菊・巻一〇一）の②、一卷を指すと考えられる。つまりこの記録は、菊亭家に伝存する歴代当主の日記の年次を記したものと推察できる。

この史料には奥書がなく、記録された年次は未詳である。しかし、当主の名を「晴季公」「公規公」などと立項する中で、唯一敬称が付されていないのが最後の「実種」であること、またその筆跡から、今出川実種（一七五四～一八〇一）の筆になるものと考えられる。「実種」の項目の日記（『実種公記』）最後の年次が天明三年（一七八三）であるので、記録されたのはその頃であろうか。それ以前に記録し、天明三年まで補筆していったと考えることもできる（実種は薨去した寛政十三年（一八〇一）までの日記を遺している）。天明三年当時は、三十歳、権大納言であった。

この史料によって、少なくとも天明三年（一七八三）頃、今出川実種が把握していた『公規公記』の伝存状況が知られる。現在確認できる『公規公記』との対応関係を表3に示す（前掲表2の番号に従った）。

表3 専大本『(書簡目録)』(『公規公記』部分)

順序	年代順	内 容		装訂	対応	公規自筆	実種書写	書写者未詳
6	1	万治2年	1659 12月	1冊	1			1
	2	万治3年	1660 四季		2~5		3~5	2・4・5
8	3	万治4年	1661 四季	1冊	6~14		6~14	
7	4	寛文2年	1662 ~5月	1冊	15~19	15~19	15~19	
—	—	—	— 6・7・10月	—	20~22	20~22	20~22	
10	5	寛文3年	1663 ~8月	1冊	23~31	23~32	23~32	
4	6	寛文3年	1663 8月~	1冊	33~37?		33~37?	
9	7	寛文4年	1664 四季(12月欠)	1冊	38		38	
3	8	寛文5年	1665 5~12月	1巻	39~45	39~42	43~45	39~42
2	9	寛文6年	1666 四季	1巻	46・47		46・47	
5	10	寛文7年	1667 ~1月7日	1巻	48	48	48	
11	11	寛文11年	1671 四季	1冊	50	50?		
14	12	寛文13年	1673 日次		52?			52?
13	13	延宝2年	1674 日次(延宝3年?)		53・54	(53・54)		
12	14	元禄15年	1702 日次			*『公規公記』以外の日記の誤入か		
1	?	年号不知	? 5・6・7月	1巻				

- *「順序」は『(書簡目録)』の記載順を表す。この表では、年代順に改めた。
- *「対応」は、「表2『公規公記』伝存状況」の通し番号による。
- *「~37?」とするのは、専大本(④)の年次未詳の記事が、寛文3年であるか未詳のため。
- *「50?」とするのは、公規自筆であるか未確定なため。
- *「52?」とするのは、東大史本(徳大寺家本)⑩が日次記ではないため。
- *「延宝2年」とあるのは、「3年」であれば東大史本(徳大寺家本)⑩もしくは⑪に該当するか。
- *「元禄15年」は公規没後の年号であり、あるいは次代の当主伊季の日記の誤入か。

記載年次がほぼ現存していることが確認できよう。^⑤実種は、『公規公記』を書写しただけでなく、菊亭家に伝存する歴代当主の日記を調査し、その年次の記録もしていたのである。

五、今出川実種による蔵書整理

伝来した歴代当主の日記の年次を記録し(『書簡目録』二)、『公規公記』を書写した第二十一代当主今出川実種は、宝暦四年(一七五四)、西園寺公晃(一七〇二~一七〇)の男として誕生、同十年(一七六〇)七歳で今出川公言(一七三八~一七六)の猶子となった。次に略年譜を示す。

宝暦一〇年(一七六〇)【七歳】 従五位下
 一年(一七六一)【八歳】 従五位上、侍従
 二年(一七六二)【九歳】 正五位下
 一三年(一七六三)【一〇歳】 従四位下、元服

明和 元年（一七六四）【一歳】 従四位上、左権少将

二年（一七六五）【二歳】 正四位下、右権中将

三年（一七六六）【三歳】 右中将、従三位

安永 三年（一七七四）【二歳】 権中納言

四年（一七七五）【三歳】 従二位、権大納言

六年（一七七七）【四歳】 正二位

寛政一〇年（一七九八）【四五歳】 内大臣（翌年辞す）

一二年（一八〇〇）【四七歳】 従一位

享和 元年（一八〇一）【四八歳】 薨

また実種は、菊亭家伝来の文書・典籍の目録も遺している。専修大学図書館「菊亭文庫」中の、二種の古目録のうちの一つ『「菊亭文庫蔵書目録」』（整理番号一一一三。第八函〇二一。目録①）である。この目録についてはかつて拙稿で紹介したが、簡略に書誌および内容を示す。外題・内題ともになし。横本、縦一二・三厘、横二七・二厘。袋綴。写本。墨付四六丁。奥書等なし。収載数は、文書・典籍合わせてのべ九一一点である。「安永三九十八」（安永三年（一七七四）九月十八日）という注記が、目録中で確認できる最下限の年紀であり、少なくともこの年以降に記録されたと考えられる（記載書物の成立時期と照らしても齟齬をきたさない）。「安永三年」という年次と史料の筆跡から、この目録を記録したのは実種と考えて良いだろう（安永三年当時は二十一歳、権中納言）。つまりこの目録は、実種が安永三年頃に、家に伝わる蔵書の実態を調査・整理し、記録したものと見える。現在、「菊亭文庫」もしくは「菊亭家旧蔵書」として伝わる文書・典籍の多くがこの目録に記載されていることから、十八世紀後半の菊亭家の蔵

書の様相を示す記録と言うことができる。しかし、蔵書のすべてが記されていないであろうことは、漢籍・物語・和歌といった文学関係の書物や、歴代当主の日記が記載されていないことから明らかである。前述した『書簡目録』が歴代当主の日記に特化した目録であることから、内容・目的・所蔵場所等の別で、複数の目録が存在していた可能性もある。

菊亭家伝来の歴代当主の日記の年次を記録した『書簡目録』、文書・典籍の『菊亭文庫蔵書目録』といった二種の目録作成から、今出川実種の、蔵書に対する強い思い入れが浮かび上がる。こうした一連の作業と、『公規公記』の書写は同じ目的意識に基づくものであろう。

六、今出川実種の『公規公記』書写の目的

実種がどのような目的で『公規公記』を書写したのか考える際、前掲表2、番号15～32の寛文二年、寛文三年条に、東大史本（徳大寺家本）の公規自筆本と、専大本の実種書写本、さらに、番号48の寛文七年条に、京大本の公規自筆本と、東大史本（徳大寺家本）の実種書写本の二種伝わることが注目される。これは、実種による副本作成による重複と考えることができる⁷。

なお、専大本は綴じられていないため、本来隠れて見えないはずの喉の部分に記された丁付が見えるが、②の九丁表「九」という丁付の下に「安永五五廿」とある。これは「安永五年（一七七六）五月二十日」を指すと考えられ、実種の書写年次を示す可能性として注目される。前述の『菊亭文庫蔵書目録』に記される最下限の年次が「安永三年（一七七四）」であることを踏まえると、この頃実種が、積極的に伝来の文書・典籍を整理していたことが想像される（なお、『実種公記』安永五年五月二十日条には、書写に関する記述はない）。

西園寺公晃の末子として生まれた実種は、宝暦十年（一七六〇）、七歳の時に菊亭家の猶子となった。これは、菊亭家の先代当主今出川公言が、竹内式部（一七一二〜六七）の尊王思想に影響を受けて王政復古を試みるも失敗、二十三歳の若さで出家せざるを得なくなった、いわゆる「宝暦事件」による措置である。事件が暗い影を落とす中で、菊亭家の行く末を委ねられた実種は、周囲の大きな期待の中、家存続の重任を担ったのである。

菊亭家の蔵書整理をして『菊亭文庫蔵書目録』を記したのが安永三年（一七七四）二十一歳頃、『公規公記』を書写したのが安永五年（一七七六）二十三歳頃、菊亭家歴代当主の日記の伝存状況を調査して『書簡目録』を記したのが天明三年（一七八三）三十歳頃である。この頃の実種は、正三位右中将から、従二位権中納言、正二位権大納言と順調に官位を昇進させていた。実種は、菊亭家歴代当主の日記を朝儀の際に参考にするため披見することもあっただろう。しかし、実種が受け継いだ蔵書は、必ずしも整理されていなかったようである。前述したように、東大史本（徳大寺家本）『公規公記』には、⑤と⑥（寛文五年）のように、記録する年月日が同一であっても内容が異なるものが存在する。⑥は実種の筆であるが、京大本の公規自筆本の写しではない。外題が付されていない別人の日記を、その記載年次から『公規公記』と誤認して書写した可能性⁸がある。さらに、実種の手になる『書簡目録』の「公規公御記」の日次記の箇所には、「元禄一五年」とあり、公規による元禄十五年（一七〇二）の日次記が存在することを示唆しているが、元禄十五年は公規没後の年号であり、あるいは次代の当主伊季の日次記の誤入とも考えられる。こうした誤認は、書物に正しい外題が付され、蔵書が整理されている状況であれば起こらなかっただろう。菊亭家の蔵書が実種の代に未整理の状態⁹で伝わったと考える所以である。

実種は、未整理の状態⁹で伝わった蔵書の整理に着手して目録を作成し（『菊亭文庫蔵書目録』）、歴代当主の日記の伝存状況を調査、年次を記録（『書簡目録』）した上で副本を作成（実種筆『公規公記』）した。官位を上げるに

ともない、公卿として、さらには菊亭家当主としての自覚と矜持も高まったことだろう。それが彼を蔵書整理と書写活動へと駆り立てたのかもしれない。

京都大学付属図書館「菊亭文庫」の中の、『迎陽記』（菊・ケ6）の表紙には、外題とは別筆の「応永五年（四季／夏欠）六年（夏秋）八年（秋）」という補記がある。同様に、『御即位記』（菊・コ12）には「資宣卿記（正元々々十二月）」という補記、『御即位部類記』（菊・コ20）には「仁治三年」「経高卿記 経光卿記／定嗣卿記 師兼記」という補記、『即位次第』（菊・巻67）には「貞和之度」という補記、『成柄』（菊・巻75）には「康正二年三月廿九日」という補記、『伏見院御出家記』（菊・フ5）には「岡本閔白記」という補記がある。この表紙の補記は、その筆跡から実種によるものと考えられる。いずれも史料の内容を具体的に示すものであり、実種が伝来の蔵書の実態を把握しようとしていた痕跡と考えられる。蔵書整理の一環と判断することができよう。蔵書を自身のため、さらには、参看しやすい状態で後世に伝えようとした強い意思の表れとも言える。蔵書を守るだけでなく、積極的に活用するとともに、有用な状態で次世代へと引き継ぐことが当主としての責務であり、「蔵書」の有効活用と継承こそが、「菊亭家」の存在意義であると考えたのであろう。

なお、実種が十七歳から亡くなる四十八歳まで記した日記『実種公記』の自筆本（冊子本）は、東京大学史料編纂所に計三十九冊所蔵されており（四一七三一—一〇九・徳大寺家本—四一—三三一—三八）⁹、その独特の筆跡は別しても、書物の体裁は統一されており、整っている印象がある。各冊の表紙には、記載する年次、名前および官職・年齢を明記しており、自身の参照の便も考えてのことであろうが、『公規公記』をはじめとした先祖の日記を参看する際に味わった自らと同じ苦勞をさせまいとする、子孫に対する心遣いすら感じられる。

実種は、歴代当主の日記および様々な史料の書写本だけでなく、自らが物した記録等、現在「菊亭文庫」として伝

わる数多くの文書・典籍も遺している。^⑩ こうした功績から、江戸期までの菊亭家歴代当主二十四名の中で「菊亭文庫」の形成と発展に大きく寄与した人物と言える。

「菊亭文庫」だけでなく、こうした蔵書群や古典籍、史料が今遺るのも、決して偶然ではなく、先人達のたゆまぬ努力があったからこそであろう。今出川実種の蔵書整理と書写活動は、そのことを如実に物語ってくれるのである。

注

- (1) 拙稿「今出川公規と禁裏の楽器・楽書について―専修大学図書館蔵『公規公記』の記事から―」（『日本音楽史と説話・伝承』（仮）、和泉書院、二〇一一年刊行予定）。
- (2) 田中暁龍「『菊亭文書』にみる江戸前期の朝廷の法度について」（『桜美林論集』第三六号、二〇〇九年三月）による。
- (3) 拙稿、注（1）のほか、「上野学園大学日本音楽史研究所蔵『禁裏御文庫楽書并御楽器之目録』について」（二〇〇六～二〇〇八年度科学研究費補助金基盤研究（B）「中世後期禁裏本の復元的研究」研究成果報告書）で述べた。
- (4) 東大史本（謄写本）は、東大史本（徳大寺家本）^⑭の錯簡部分をそのまま踏襲していることから、あるいは東大史本（徳大寺家本）を書写したもののか。東大史本（謄写本）に「右公規公記／侯爵菊亭公長氏藏本明治四十二年七月謄写」という書写奥書があることから、東大史本（徳大寺家本）は、明治四十二年（一九〇九）の段階では菊亭家の蔵書であったということか。
- (5) 東大史本（徳大寺家本）『公規公記』の^⑩は、『書簡目録』の「同（寛文）十一年（四季）一冊」に該当し、

⑪は該当するものがないことから、あるいは、実種の代以降に、『公規公記』として伝わったものかもしれない。

(6) 「専修大学図書館蔵」菊亭文庫蔵書目録「解題ならびに翻刻(一)」「専修国文」第七六号、二〇〇五年一月)、「専修大学図書館蔵」菊亭文庫蔵書目録「解題ならびに翻刻(二)」「専修国文」第七七号、二〇〇五年九月)、「専修大学図書館蔵」菊亭文庫蔵書目録「解題ならびに翻刻(三)」「専修国文」第七八号、二〇〇六年一月)、「専修大学図書館蔵」菊亭文庫蔵書目録「書名索引(稿)」「専修国文」第八〇号、二〇〇七年一月)。

(7) ただし、表3に示したように、現存本では公規自筆本と実種書写本がすべて対応関係にはならない。

(8) ⑤の副本については、実種筆ではない。実種以外の人物による『公規公記』書写についての詳細は未詳である。

(9) 『実種公記』の内容については、今後調査予定であるが、『史料館所蔵史料目録』第六三集「山城国京都清水谷家文書目録」(国文学研究資料館史料館、一九九六年三月)によると、「安永八年(一七七九)正月から同一〇年三月までの今出川実種の自筆日記三冊(史料番号五七)」があるといい、合わせて調査できればと考えている。

(10) 実種の書写本としては、京都大学付属図書館「菊亭文庫」に、安永九年(一七八〇)夏書写の『坊槐記』(菊・ホ8)、同年十一月一日書写の『荒涼記』(菊・コ51)、『口筆』(菊・ク7)などがある(時に二十七歳)。遺した史料としては、『江次第』『小右記』『中右記』『愚昧記』『万一記』『薩戒記』『業資王記』『玉薬』『園太暦』からの抜書き『国郡卜定部類』(菊・コ3)や、天明七年(一七八七)十一月四日に記した『江記』『心日御記』(『御伏見院御記』)からの抜書き『大嘗会記』(菊・タ3)もある(時に三十四歳)。また、専修大

学中世古文書研究会が紹介した（専修大学図書館所蔵菊亭文庫『消息之部』室町幕府関係文書の翻刻）『専修史学』第四六号、二〇〇九年三月）、鎌倉期から江戸中期までの約一二〇点以上の文書を謄写した史料である『消息之部・勅書文書等』（菊亭文庫一〇〇。第八函〇〇九）もその筆跡から実種筆と考えられる。なお、実種による公規以外の歴代当主の日記の書写については、今後の課題である。

（付記）本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金（基盤研究（B））「古典籍の書写と書写環境の相関性に関する総合的研究」（代表者・武井和人）第五回研究会《古典籍をめぐる諸問題》（二〇一一年八月二十六日（金）、於…埼玉大学・東京ステーションカレッジ）における発表を成稿したものです。席上、ご教示下さいました皆様に感謝申し上げます。

また、本稿を成すにあたり、『公規公記』の閲覧・複写をご許可下さいました、京都大学附属図書館、東京大学史料編纂所、専修大学図書館、ならびに東京大学史料編纂所蔵『公規公記』（謄写本）の複写をご許可下さいました原蔵者の後裔、志賀賢子様にご心より御礼申し上げます。

なお本稿は、二〇一一年度科学研究費補助金若手研究（B）「菊亭家とその蔵書に関する研究」における成果の一部でもあります。